

奈良県告示第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、弁之庄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十四年六月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

役名	氏名	住所
理事	和田 直幸	葛城市弁之庄二九二
〃	谷村 太彦	〃 二六七
〃	和田 守一	〃 三〇六
〃	寺本 喜英	〃 二六九
〃	弓場 康全	〃 二六二
〃	小山 泰敏	〃 三〇九
〃	弓場 祥司	〃 三二一―一
監事	田仲 祥悟	〃 三一七
〃	吉川 利雄	〃 二一九―四二
〃	森本 貢	〃 三二〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

役名	氏名	住所
理事	弓場 康全	葛城市弁之庄二六二
〃	小山 泰敏	〃 三〇九
〃	小山 英敏	〃 二八五
〃	吉川 利雄	〃 二一九―四
〃	田仲 祥悟	〃 三一七
〃	弓場 祥司	〃 三二一―一
〃	和田 清鷹	〃 北道穂二―二
監事	和田 守一	〃 弁之庄三〇六
〃	和田 直幸	〃 二九二
〃	吉村 孝芳	〃 三〇七